

## 枝幸町ヒグマ対応方針

### 1. 被害・出没状況の把握

ヒグマの出没情報（目撃、糞、足跡の発見など）について、枝幸町、枝幸警察署あるいは猟友会南宗谷支部に通報があった場合、相互に情報を共有し、現地確認等の必要な措置を講じる。

### 2. 現地調査

出没の経緯とあわせて人身事故、農作物・家畜被害などの状況を把握し、枝幸町、枝幸警察署、猟友会南宗谷支部及び宗谷総合振興局（重大・特殊事案等の場合）による協議で対応方針を決定する。

### 3. 対応の協議

北海道が作成した「ヒグマ出没時の対応方針」などを基本としながら、出没状況の調査結果を踏まえ、「出没個体の有害性判断フロー」と「有害性の段階に応じた対応方針」に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

#### ① パトロール及び追跡調査等

出没箇所は、猟友会南宗谷支部の会員や町・警察がパトロールを行うほか、ヒグマの出没状況及び痕跡などの追跡調査等を行う。

#### ② 住民への周知

町民等から寄せられた出没情報については、音声告知放送、町ホームページへの掲載、出没箇所への注意看板の設置（下表のとおり）など必要な対策を講ずる。

なお、人身事故等の重大事案が発生した場合は、必要に応じて、付近住民に対し、緊急音声告知放送による情報伝達と避難指示等を行うものとする。

設置場所	設置期間	備考
市街地・人家付近	2週間	頻発して出没する場合には、期間を延長する。
道路・農地	1週間	
山林	1週間	

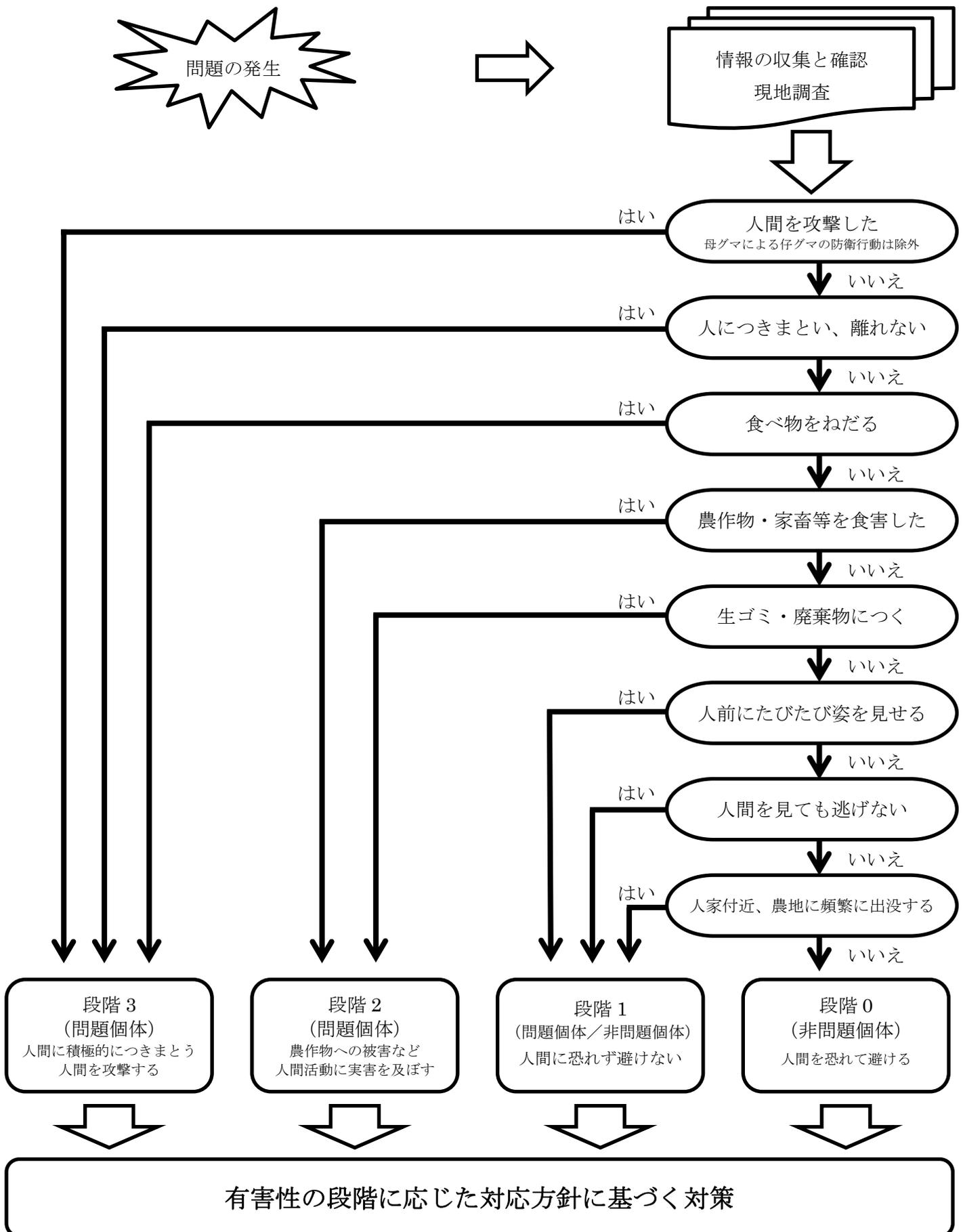
#### ③ 誘引要因の排除

出没箇所にヒグマを誘引する原因が発見された場合や予測される場合は、これらの要因を排除するものとし、必要な指示及び措置を講ずるものとする。なお、住宅近くに埋めていた生ゴミや食物残渣等を掘り起こしている場合等は、再度、ヒグマを引き寄せる要因となるため、環境の改善を指導する。

#### ④ 捕獲の実施

頻繁に出没するヒグマ、市街地付近に出没するヒグマ、人を恐れず攻撃的なヒグマなどの問題個体については、捕獲のための措置を講じ、人身事故等の未然防止に努める。

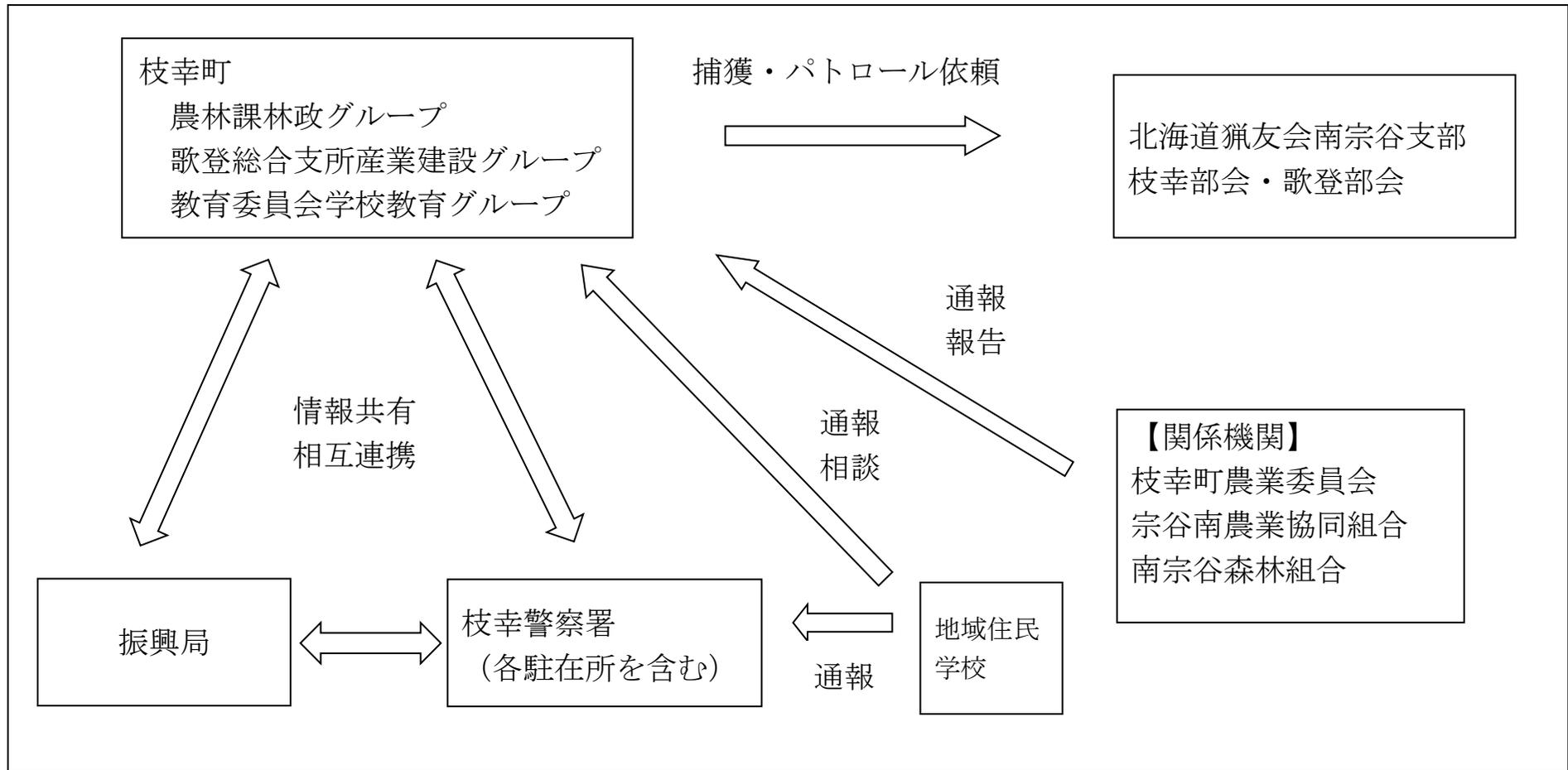
# 出没個体の有害性判断フロー



## 有害性の段階に応じた対応方針

有害性段階	対応方針		
	市街地・人家付近	道路・農地	山林
共通	○対応 ・ 出没個体及び出没状況の情報収集（必要に応じて現地調査） ・ 出没情報及び被害防止のための注意事項等の住民周知 ・ 出没箇所に注意看板を設置する		
段階0 (非問題個体)	■行動形態：人間を恐れて逃げる		
	○対応 ・ 経過観察 ・ 必要に応じ、関係機関への情報提供、誘引物の除去等 出没が継続する場合は「判断フロー」に戻る		
段階1 (問題個体／非問題個体)	■行動形態： <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人家付近、農地に頻繁に出没する</li> <li>・ 人間を見ても逃げない</li> <li>・ 人前にたびたび姿を見せる</li> </ul>		
	○対応 ・ 経過観察 ・ 必要に応じ、追い払いの実施 ・ 出没が継続し、地域住民の生活に支障のある場合は捕獲 ・ 農業被害防止措置（電気柵の設置等）を講じても出没が継続する場合は捕獲	○対応 ・ 経過観察 ・ 必要に応じ、追い払いを実施しても、たびたび人前に姿を見せる場合は捕獲	
問題が解決しない場合は「判断フロー」に戻る			
段階2 (問題個体)	■行動形態： <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生ゴミ・廃棄物につく</li> <li>・ 農作物・家畜等を食害した</li> </ul>		
	○対応 ・ 誘引物の除去 ・ 農業被害防止措置（農地周辺への電気柵の設置等） ・ 問題個体の捕獲	○対応 ・ 誘引物の除去 ・ 入林禁止措置 ・ 問題個体の捕獲	
段階3 (問題個体)	■行動形態： <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食べ物をねだる</li> <li>・ 人につきまとい、離れない</li> <li>・ 人間を攻撃した</li> </ul>		
	○対応 ・ 入林（立ち入り）禁止措置 ・ 問題個体の確実な捕獲 ・ 必要に応じて、対策本部の設置		

## ヒグマ出没時の協力・連絡体制



□ 枝幸町

農林課林政グループ	電話	62-1359
歌登総合支所産業建設グループ	電話	68-2151
教育委員会学校教育グループ	電話	62-1364

□ 枝幸警察署

枝幸警察署	電話	62-0110
乙忠部駐在所	電話	67-5151
歌登駐在所	電話	68-2821